

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社からC会社（以下「派遣先」という。）に派遣され、プレス機オペレーターとして就労していた。
- 2 請求人によると、請求人は、就労初日から自動車部品のプレス加工業務に従事し、両母指でプレス機械の両手操作式押しボタンスイッチ（以下「プレスボタン」という。）を押す作業に従事していたところ、同作業を始めて〇週間後ぐらいから、徐々に両手首から指に痛みと痺れを感じるようになったという。請求人は、同年〇月〇日、D病院に受診し「両手根管症候群、両母指絞扼性腱鞘炎、右足靴ずれ」と診断され、その後、同月〇日、Eクリニックに受診し「頸肩腕障害（両手根管症候群）」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の認定基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人が従事したプレス作業について、請求人は、金属製の棒状の部品（半径：○mmから○mm程度、長さ：○cm程度、重さ：重いもので○g程度）をプレス台の上にセットした後、プレス機械のプレスボタン（直径○cm程度）2つを両手で同時に押して、曲げ加工（1回の加工にかかる時間は数秒程度）を繰り返して行っていたところ、両手母指でボタンを押した際、プレスボタンに硬いものもあったため力が必要で、両手首及び両手の指に負担がかかったと述べている。この点、同作業は、基本的には両母指でプレスボタンを押すものであり、請求人が、これを繰り返し行っていたことは事実であると認められることから、「上肢の反復動作の多い作業」に該当することは否定し得ない。もっとも、請求人が同作業に従事した期間は約○か月であり、認定基準に定める「相当期間」（原則として6か月程度以上をいう。）には満たないものである。

また、原処分庁が作成したプレス加工本数推移によれば、請求人の加工本数は、同種労働者と比較しても少なく、認定基準に定める「同種労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合」には該当せず、さらに、請求人のプレス量が1日の平均量から20%以上増加したのは離職○か月前の○日間のみであり、「1日の業務量が通常の

業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの」にも該当しない。

以上のことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、認定要件の「発症前に過重な業務に就労したこと」との要件を満たしていないものと判断する。

- (3) しかしながら、再審査請求代理人は、請求人の本件疾病の発症原因は、業務上の負荷であると強く主張することから、一応医学的見解についても検討すると、F医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付意見書において、「原因は不明。因果関係も不明。」と述べ、G医師は、請求人の業務内容、画像、診療録等も踏まえ、「手根管症候群は、作業従事期間が6か月程度に満たない場合でも、発症することがある。しかしながら、短期間で発症した場合には、業務との因果関係を否定する一つの要素となり得る。」と述べ、業務と本件疾病との間に相当因果関係があると判断することには躊躇している。

当審査会としては、請求人と同一の作業に従事している同僚〇名が、いずれも、要旨、「仕事を始めた頃は、指が痛くなることがあったが、慣れてきたら痛くなくなった。今は特に負担に感じない。」と述べている事情も加味すると、決定書理由に説示するとおり、業務と本件疾病との間に医学的な相当因果関係を認めることもできないものと判断する。

- (4) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は、認定基準を満たしておらず、業務上の事由によるものとは認められない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。